

1 開 会 14時00分

教育長から、「議題第29号」「その他⑤」については、後日公表されるものであることから、非公開での審議が適当である旨の提案がなされ、出席者全員で異議なく決定した。

2 前回の会議録の承認

教育長から、令和2年度11月定例教育委員会の公開部分の会議録の承認について諮られ、出席者全員で異議なく承認した。

3 議 事

◎ 議題第28号 宮崎県育英資金貸与条例施行規則の一部改正について

財務福利課育英資金室長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

教育長

この件に関して、御意見御質問等ありませんか。

松山委員

3ページの貸与申請書の4の確認欄を新設されたとのことですが、返済の意思や確認を促すために必要な事項だと思います。加えて、連帯保証人に関しても本人が返せないときに自分も返す義務があることをチェックする欄があると良いと思います。理解をせず連帯保証人になれる方もいると思いますので、この書式だけですと親権者と本人しか確認ができていないので、7ページの借用証書の中にも同様の記載があれば分かりやすいと思いました。また、別途のパンフレットなどで説明はされていると思うのですが、保証人からの回収の確実性を図ることも重要だと思いますので、その辺りの工夫をされていれば教えていただきたいと思います。

育英資金室長

育英資金貸与申請書とあわせて、借用証書を出していただくときには、連帯保証人が必要になります。連帯保証人の法律的な位置付けや役割、発生する義務についての文書を必ず連帯保証人の候補となっている方にお渡しして、その上で将来借用証書を出すときは、御納得の上御提出くださいという旨の通知文を同封することで、連帯保証人に債務が発生することを認識していただくように工夫を考えているところでございます。連帯保証人の変更につきましては、通常はこちらからの働きかけというよりも債務者側からの申し出、質問によってこちらが把握することになりますので、その点につきましては、こちらから十分に連帯保証人についてお伝えし、新たな連帯保証人になる方に万全の体制をとっていただくようお願いしようと思っております。

松山委員

最終的には、回収が必要だと思いますので、促しや確認は強化していただけたらと思います。もう一点質問なのですが、6ページと8ページに時効の中断等を記載されたということで、6条は民法の変更の影響があると思うのですが、裏面に小さく書かれるだけだと、分かりにくいところもあると思います。パンフレットにも規定が変わった旨と、民法が変更されたことにより、規定が制定されたという旨の分かりやすい

説明があると良いと思いました。

育英資金室長

表記の仕方につきましては、物理的な制約によりこのようなかたちになっております。ただ、松山委員の御意見は、大変重要なことだと認識しておりますので、できる限り周知を図っていく必要があると思えます。しかし、新しい民法に切り替わったからというよりも、債務者側からの返還をしっかりと行っていただくことが重要になります。その中の一つの事柄として、連帯保証人であっても絶対効果としてみなすということについて、いろいろな部分で周知を図っていきたいと考えております。

松田委員

6、8、10ページの特約事項については、学校などが説明を十分にしていかなければ、分かりにくいと思いました。

育英資金室長

読まれない方がいらっしゃる可能性があることは、理解しております。ただ、従来は返還が滞った際に、このような決まりになっているということを積極的に、詳細に債務者側に伝えることがかなり薄い状況にありました。返還が滞った際に、私どものほうから催告をしても、債務者側が理解をしていないということが多くありました。法律が変わったということは、全員に適用されますので、そのことについてどのように全てを伝えるかが問題となります。そのためには、少なくとも必要な事項を特約として表示して、相手側には伝えなければならないと思えます。記載しないで先に進むということのほうに債権の管理者として非常に苦しい立場になってしまいますので、このような形態で記載させていただきました。

松田委員

13ページの2の連帯債務の効力についてなのですが、法律の改正によって第441条のただし書きが追加されたことにより、滞納者に対する拘束力は強くなったのですか。

育英資金室長

民法が改正される前は、保証人からお金をいただいていたとしても、本人の時効はそこでリセットされ、時効を止めることができていました。しかし、本年度改正された後に契約された方につきましては、保証人がお金を払っても、本人の時効は、止まりません。新民法では、時効が5年になりますので、保証人が返還し続けて、5年を過ぎた場合、本人が時効を主張することができることになってしまいます。それを防ぐためには、連帯保証人が返還したときは本人が返還したものとして取り扱う必要があります。毎回入金があるたびに、時効のリセットをかけさせていただくというかたちで考えております。また、この規定は、改正前の取扱いを維持するためのものとなっております。

松田委員

滞納を減らすためではなく、維持するためのものということですか。

育英資金室長

取扱いを維持するためのものです。

島原委員

2点質問なのですが、これまでは、説明無しに契約を結んでいたのかということと、特約事項の第4条に強制執行の手続が取られるとありますが、これまでの規定では、強制力がなかったことが問題なのか、それとも他の点に問題があったのか教えていただいてもよろしいですか。

育英資金室長

第4条についてですが、第4条の内容に相当するものは従来の規定の中にも入っております。従来のものは、第4条と第10条の1項、第11条のこのみを示し、そのことについて、同意してくださいという形態を取っております。正確な納期限を示していなかったなど、債権管理者として穴があったのではないかと思います、今回の改正にあわせて、お伝えしなければならない事項を整理したということです。

島原委員

強制執行の規定があるにもかかわらず、返還がなされなかったときの対応はどうなっているのですか。

育英資金室長

民法を適用し、厳しい措置をとることもありました。

島原委員

それでも滞納は多かったのですか。

育英資金室長

はい。育英資金室ができた元々の理由がその辺りにあるのではないかと考えております。

島原委員

今回の改正が、解決につながれば良いということですね。

育英資金室長

過去に契約された方につきましては、適用できない部分なのですが、将来に向けて、債権管理者としてのあるべき姿に磨きをかけること、手を打ち続けることが、未済額の圧縮につながっていくと思っております。

教育長

返還未済の現状を説明していただいてもよろしいですか。

育英資金室長

返還未済につきましては、昨年度末の滞納の集計が6月時点となっておりますので、少し古いですが、元金、延滞利息のどちらかを滞納している者は、約3300人、金額は約5億5千万円となっております。

木村委員

11ページの育英資金返還猶予申請書についてなのですが、現在滞納している子供たちで、コロナ禍でバイトができず、返還できない場合もあると思います。この申請書は、現在借りている子供たちにも使えるのか、それとも、その子供たちには、別の救

済措置があるのか教えていただきたいです。

育英資金室長

11 ページの書類につきましては、既に返還日が来ている人が使う書類となっております。コロナ禍に限らず、大学に通っている方や病気をして収入がない方、経済的に困窮している方などは、この書類を提出していただくことになります。ただ無条件にというわけではなく、金額的な基準を設けて、それを下回った場合に承認しております。

高木委員

4 ページの6 の貸与月額一覧表がありますが、総額がいくらになるかといった数字をきちんと説明して、返す義務があることをしっかり学校側が借りる子供たちに伝えることが大切だと思います。例えば、説明の時期を前倒しにして余裕を持って申し込むといった取組も良いのではないかと思います。

育英資金室長

貴重な御意見ありがとうございます。委員のおっしゃったとおり、我々もその点を未済が多い一端と考えております。正式な文書では、気持ち程度の情報しか与えられていないことは事実なのですが、実際は、手引を作成しております。最新のものにつきましては、返還が終わるのは何歳になるかということをつ加し、本人に自覚を持たせるということを意識して取り組んでおります。先を見据えて、手引の配布だけではなく、周知に取り組んでいきたいと考えております。

松山委員

借用時に保証人の勤務先などを記載すると思うのですが、その後の保証人の変更申請を進んでされる方は少ないと思います。借用人数が多く大変だとは思いますが、定期的に保証人の勤務先の確認や、本人が就職した場合の勤務先の確認など、回収源の情報の確認を定期的にされると良いのではないかと思います。

育英資金室長

我々もその点について悩んでおまして、年度1回の現況届を提出していただくという考えも当然ございました。それを行うことが、難しいと思いつつも、滞った方に電話すると引っ越した先の住所や勤務先を教えてくれないケースが多くあります。確認につきましても、返還中の方たちが1万5000人を超えていますので、難しいと感じております。保証人の変更時や、返還が滞ってこちらからアプローチをかけるといったチャンスの際に、現況を把握することが精一杯であります。しかし、全て掌握したいと考えておりますので、知恵をしぼって考えていきたいと思っております。

松田委員

特約事項はどれくらいの拘束力があるのですか。

松山委員

確認して、合意していれば有効になります。実現するかは別問題ですし、権利者側の動きもあると思いますので、実現はなかなか難しいと思います。

育英資金室長

同意をした以上は確定していることになるのですが、育英資金の貸与は行政行為で

はなくて、民法上の貸借の契約となります。したがって、税金のように強制力をはたらかせる余地がほとんどありませんので、給料を差し押さえたくても、勤務先が分からないという現状があります。正確に財産を提出していただかなければ、差し押さえすることもできません。そのため、特約事項には、警告という意味合いもございます。

教育長

経済的な状況など様々な状況でお困りの際は御相談いただきたいと思います。モラルの問題も抱えているようですが、返還が滞っているということは、後輩の貸付け原資に関わることでありますので、的確な対応をしていかなければならないと思いました。

高木委員

手引を作成していらっしゃるとのことでしたが、奨学金を借りて無事卒業して、社会人になり、返還し始めている方たちの声を掲載できると良いのではないかと思います。

育英資金室長

国の制度の奨学金を借りた方が、早めに返し終わった旨の投書が机の上にあります。将来的に情報が得られて、掲載できるようなものがあれば、未済額を減らす一工夫になるのではないかと思います。

島原委員

2点質問なのですが、育英資金の使い道は限定されているのかという点と、これから経済環境が厳しくなり、借りる方が多くなった場合に、その方たちに対しての手当や原資はどうなっていくのかという点について教えていただいてもよろしいでしょうか。

育英資金室長

原資につきましては、約10年前からすると借りる人がかなり減少しております。また、他の制度が充実してきており、高等学校であれば、私立高校の年収制限が緩和され、実質無償化になったり、県立高校には就学支援金というものがございます。他の制度の充実と、子供に借金を負わせたくないという考え方が増えている可能性もあります。昔、多くの金額を貸していた人の返還時期ということもありまして返還されるお金は多くなっており、収支的には非常に余裕がある状況にあります。また、育英資金の使い道につきましては、当然学資関連で使っていただけるものと考えて対応しております。そのため、制度上の縛りは設けておりません。

教育長

よろしいですか。

それでは、この件については、案のとおり決定します。

◎ その他① 令和2年11月定例県議会について

教育政策課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

教育長

この件に関して、御意見御質問等ありませんか。

高木委員

修学旅行についてなのですが、今回小中学校で県内に変更したところも多くあったと思うのですが、ふるさと宮崎を愛する子供たちを育てるためにも、引き続き県内の修学旅行も良いのではないかと思います。その点について議論等されていましてら、教えていただきたいと思えます。

義務教育課長

来年度の修学旅行につきましては、まだ議論等はされておられません。いくつか話を聞く中では、来年度も県内で良いのではないかという意見や、県外に出て、子供たちに広く学ばせたいという意見など様々でした。基本的には、学校側が決定していくこととなりますので、推移を見守っていきたいと思っているところです。

島原委員

17ページの21番で、高校教育整備計画とありますが、先日宮崎工業高等学校と宮崎西高等学校を訪問させていただき、それぞれの学校が、どのように高校の魅力を伝えていくのかを考え、努力していらっしゃいました。県立高校の普通科の進学率は非常に大事ですが、将来どのように社会と関わっていくのかを考えさせるキャリア教育が、普通科でこそ取り組まなければならないと思えました。小中高一貫して、職業観を育てながら、将来的には宮崎のために頑張るという心を育てることが、普通科の魅力化や特色を出すことにつながると思えますので、そのような視点をもって取り組んでいただければと思えます。

高校教育課長

御意見ありがとうございます。従来から、専門高校に関しましては、インターンシップ等を充実させております。普通科につきましては、各学校でOBを呼んだり、職業講話を実施するなどの工夫をして、将来の自分の職業観を形成し、進路に結びつけていっております。各学校の取組ですが、県教育委員会としましても、協働的な学び、人材育成につながるように支援していきたく思っております。

島原委員

日向高校で高校1年生に向けて、職業講話をさせていただきました。自分の将来像を描きながら、高校を選び、入学をするということも必要だと思えました。また、いろいろな職業を知ることと同時に自分を見つめて将来のことを考える教育が大切ですので、取り組んでいただければと思えます。

教育長

38番に再編整備・高校教育整備計画についてありますが、県の方針としましては、今年度末を目途にということで答弁をさせていただきました。手順としましては、素案をまとめ、教育委員会にお諮りして、年度内に方針を決定していくということになりますので、教育委員の皆様方の御協力をお願いいたします。

木村委員

修学旅行についてなのですが、私には、中学2年生と高校2年生の子供がおります。高校生のほうは先生方の感染対策の徹底のおかげで、無事修学旅行に行くことがで

き、子供も感染するリスクがある中で、宿泊前の健康管理など良い経験ができたのではないかと思います。ありがとうございます。この資料は11月の定例県議会の資料ですが、12月現在での修学旅行の実施件数を教えていただきたいです。

義務教育課長

中学校につきましては、今年実施する予定の学校が約100校ございます。その中で約30校が県内で実施、それ以外につきましては、延期する学校もありますし、県外を検討している学校もございます。12月につきましては、11月時点の確認では、約20校が実施を予定しております。しかし、現段階でどこまで実施できたかの把握まではできておりません。

特別支援教育課長

特別支援学校が13校ありますが、30の学部の修学旅行が予定されておりました。高等部の修学旅行につきましては、来年に延期した学部が多かったのですが、残りの学部につきましては、中止にしたところを除いて、県内の旅行にしておりまして、12月にも1校が県内の修学旅行を実施しております。

高校教育課長

12月に修学旅行の実施を予定していたのは、11校ございました。実施した学校が7校、中止が3校、延期や検討が1校となっております。ほとんどの学校が、短縮日程で、県内や九州内が中心の修学旅行となっております。

高木委員

24番に教職員の増員・配置とありますが、先日宮崎工業高等学校を視察させていただいたときに、ハートサポーターという生徒指導相談員の配置があり、途中で退学する子供を減らせるように、支援する相談員が加配されているとお話がありました。そのような方の加配は非常に安心だと思いました。先生方の加配や研修、自己研鑽の場はどのようになっているのか教えていただいてもよろしいでしょうか。

教職員課長

生徒指導等の加配につきましては、単年度で配置をしております。いろいろな教育の課題の解決を図るために、単年度で配置することが、加配であります。その中の生徒指導の加配は、各学校の校長先生と年に4回個別の校長会を開きまして、実態を把握しながら、学校の実情に応じて配置しております。研修につきましては、加配された方を集めた研修は行っておりますが、具体的に何回行い、どのようなことを行っているのかまでは把握しておりません。

教育長

よろしいですか。

それでは、この件については、これで終わります。

◎ その他② 県立高校生の就職内定状況について

高校教育課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

教育長

この件に関して、御意見御質問等ありませんか。

島原委員

県内の就職内定率が60パーセントを超えたのは良いことだと思います。二つ懸念がありまして、一つ目はコロナ禍で、リモートでの就職活動が増え、通信環境が悪かったという点です。大学も完全にリモートでの就職活動になっており、これからもこの流れは継続すると思いますので、実態の調査の必要があると思います。二つ目は、就職内定率が県外は早いけれども、県内は4ポイント低いという点です。まだ県内は遅れているということですので、県内の企業との連携をもっと深め、改めてもう一度考えていく必要があると思います。県外の企業は、今後どうなっていくのかは分かりませんが、コミュニケーションを取りながら、採用意欲を高めていかなければならないと思います。

高校教育課長

リモートでの面接につきましては、通信環境等を伺っているところでございます。県外のほうが早く就職が決定することにつきましては、就職支援コーディネーターを通じて県内企業とのマッチングや企業の紹介をしながら、生徒に県内就職を促していきたいと思っております。

高木委員

宮崎県での就職を選んでくれることは本当に嬉しいことだと思います。離職の問題もあり、持続、定着していけるように企業側も努力していらっしゃると思います。若者サポートセンターがあると思うのですが、職場の人間関係など、困ったことを相談できる場所があるということ、高校生に向けて発信していただけたらと思います。

高校教育課長

県のサポートセンターの広報も行っておりますが、教育委員会が委託している、就職支援コーディネーターは、企業とのマッチングだけではなく、就職した生徒の1年後や2年後まで面談をしております。2000件から3000件近い企業にこまめに訪問しており、今後も企業とのマッチングも含めて、就職した後の悩み、相談等ができる環境の充実に取り組んでいきたいと思っております。

教育長

今年はかなり心配していたのですが、残りの就職希望者が就職できるように取り組んでいきたいと思っております。またコロナの影響がありますので、来年度についても注視しながら状況を見ていきたいと思っております。

教育長

よろしいですか。

それでは、この件については、これで終わります。

◎ **その他③ 令和3年度宮崎県立特別支援学校幼稚部・高等部入学者募集人員について**

特別支援教育課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

教育長

この件に関して、御意見御質問等ありませんか。

松田委員

幼稚部と高等部につきましては、事前調査をして数字を出されているとのことでしたが、小学部や中学部の募集定員についても、調査等は行っているのですか。

特別支援教育課長

小学部につきましては、市町村教育委員会が教育相談や就学支援委員会等を開きまして、入学希望者を12月末までに把握し、県に届け出るようになっておりますので、それで把握しております。中学部につきましては、同じく市町村教育委員会が実施しておりますが、小学校から特別支援学校中学部に入学する児童もおりますので、各特別支援学校の教育相談等をとおして、把握して対応をしている状況にあります。

松田委員

昨年、みやざき中央支援学校に行った際に、小学部の子供たちが非常に多かったのですが、通常学級の定員は40人と認識してよろしいですか。

特別支援教育課長

募集人員はかなり余裕を持たせ、1学級分多く設定しております。みやざき中央支援学校につきましては、実際の入学志願者数は12月2日現在、31名となっております。

松田委員

余裕を持たせていただいているということでありがたいのですが、みやざき中央支援学校は小学部だけで82名、中学部も58名ということで、全て合わせると254名おり、小規模校の小学校、中学校と変わらないと思います。今後も、幼稚部と高等部と同じように、小学部、中学部についても事前の調査をし、余裕をもたせて設定していただきたいと思います。

教育長

よろしいですか。

それでは、この件については、これで終わります。

◎ その他④ 令和3年度宮崎県公立学校教員採用選考試験結果について

教職員課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

教育長

この件に関して、御意見御質問等はありませんか。

高木委員

高等学校の国語で第二次選考の合格者は1名となっていますが、採用者が2名となっているのには、何か理由があるのですか。

教職員課長

合格者1名で出していたのですが、合格通知の後に、急遽退職者が出たことから、採用者を1名増員させていただきました。補欠合格の方がいらっしゃいますので、その方を繰り上げで採用というかたちにしております。

松田委員

採用についてのことなのですが、11月の議会で渡辺議員の42番の人材育成についてで、教員採用選考試験の倍率が低くて、資質向上は大丈夫なのかという質問があったと思うのですが、辞退者数と繰り上げ合格はイコールで考えてよろしいのですか。

教職員課長

辞退をした方につきましては、繰り上げ合格を原則としております。繰り上げをする補欠の方につきましては、一定の基準を設けて、質の担保を図っている関係で、辞退者数と繰り上げ合格がイコールになっていない場合もございます。

松田委員

教員が必要人数に対して足りない状況にあると思います。来年度、常勤や非常勤で人材を確保しなければならないので、再任用を進めていった方が良いのではないかと思います。

教職員課長

人材確保が必要になりますので、初めて1月に追加募集として、現職で経験のある方を採用する試験を行うこととしました。

松田委員

中学校の国語も足りないという状況ですが、特別試験の対象となっておりますが

、理由はあるのでしょうか。

教職員課長

特別選考試験を決定したのが、辞退者を確認する前、11月6日時点ですべて出しておりましたので、この中に入っていないということになります。

松田委員

繰り上げで上がる人がおらず、質の確保が厳しいということで理解してよろしいですか。

教職員課長

一定の水準以上ということで、基準を定めております。

松田委員

今後、常勤や非常勤の先生方で、質的に難しい部分もあるのではないかと思います、不安を感じました。倍率が2倍から4倍あるにも関わらず、基準を超える方がいないということで、厳しい状況にあると思いますが、今後しっかりと補充できるように、大学等と連携して、人材育成をよろしくお願いいたします。

教職員課長

教員を補充するために1月に追加募集を行います。また、臨時、非常勤につきましても、研修などをしていかなければなりません。実際に臨時の登録をされている方で採用試験を受ける方は、小学校で9パーセント、中学校で10.8パーセントととても少なくなっております。臨時で採用試験を受験されない方がほとんどでありまして、臨時の方イコール落ちた人ではないという現状がございます。

高木委員

臨時の先生方で保護者や先生方の信頼も厚く、良い先生もいらっしゃいますが、クラス運営で忙しく、受験対策が滞ってしまい、試験で良い結果が出せない方の救済を考えていかなければならないと思います。特別に試験が免除されるといったことがあれば良いのではないかと思います。

教職員課長

学校で講師等をしている、臨時や非常勤の方で、直近の5年間で24箇月以上の経験がある人については、筆記試験の一部を免除しております。

教育長

担任を持たず授業だけ行うという講師の方もいらっしゃって、教員採用選考試験を受験しない方もいます。このような方を欠員のところに補充していくことになります。小学校については35人学級になり、教員の増員になりますので、全力をあげて人材の確保に取り組んでいきたいと思っております。宮崎大学の教育学部の定員を増やすことを要望しております。地方国立大学については定員を増やすということで、検討が進

むと思います。宮崎は特に教育学部の定員が少ないということもありますので、強く要望していきたいと考えております。

高木委員

水産高校などの専門的な分野についての見通しなどを教えていただいてもよろしいですか。

教職員課長

水産高校の機関等の資格が必要なものにつきましては、受験する人が限られておりますので、大学や社会人から来ていただけるような措置を取っております。今回の特別選考試験についても機関の方を募集しております。

教育長

宮崎大学が高校教諭の免許を取ることができるシステムになっておりませんので、改善していかなければならないと思います。他の大学には高校教諭の免許を取得できる場所もありますので、力を入れて人材確保に取り組んでいかなければならないと思います。

教育長

よろしいですか。

それでは、この件については、これで終わります。

◎ 次回会議の日程等について

教育長

それでは、次回定例会は、1月19日、火曜日、14時からとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

これより後、会議冒頭の決議により非公開とします。

傍聴者の方は、御退席をお願いします。

暫時休憩とします。